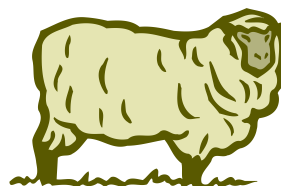
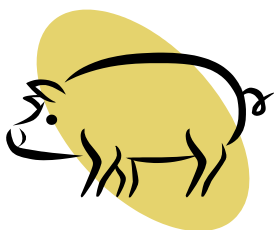


家畜伝染病予防法に基づく

家畜所有者の定期報告の手引き

家畜伝染病予防法の規定により、家畜の所有者は、毎年定められた日までに家畜の飼養衛生管理状況等を県知事に報告することが義務付けられています。



*この手引きは、飼養頭羽数が次の頭羽数に該当する家畜所有者用のものです。
次の頭羽数に満たない家畜所有者の方は、小規模所有者用をご覧ください。

牛、水牛及び馬にあつては **2頭以上**

鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては **6頭以上**

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては **100羽以上**

だちょうにあつては **10羽以上**

広島県農林水産局畜産課

平成 28 年 1 月 26 日 発行
平成 29 年 2 月 2 日 改正
平成 31 年 2 月 1 日 一部改正
令和 3 年 1 月 15 日 一部改正
令和 3 年 12 月 28 日 一部改正
令和 6 年 2 月 日 一部改正

家畜所有者の定期の報告について

(家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告)

家畜所有者（飼養衛生管理者）の皆様へ

家畜の所有者は県知事への定期報告が義務づけられています。

日頃から家畜衛生関係事業にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、毎年、農場ごとに、2月1日時点の飼養している家畜の頭羽数及び家畜の飼養衛生管理状況に関し、当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告することが義務づけられています。

ついては、家畜所有者の皆様には下記の事項をご参照のうえ、毎年、忘れずに定められた期限までに「定期報告書」の提出をお願いいたします。

なお、近年の国内外における家畜伝染病の発生状況を踏まえ、伝染病の防疫対策をさらに強化するよう、「発生予防」、「早期発見・通報」及び「予防的まん延防止措置」などの観点から、令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されました。また、この法改正に伴い、飼養衛生管理基準が大幅に改正されるとともに、定期報告様式も変更となりました。

定期報告書の様式は、広島県ホームページからも入手できます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/kachiku-teikihoukoku.html>

1 報告の必要がある家畜の所有者

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下、「家畜」という。)の所有者(管理者)は、毎年、下表の区分のとおり定められた報告期限までに報告書を提出する必要があります。(これ以外の家畜や動物については、報告する必要はありません。)

また、この報告は、家畜の飼養目的(畜産業、試験研究、教育(学校動物)、愛玩(観賞)、販売、展示、競技等)にかかわらず、対象家畜を所有する全ての者が報告しなければなりません。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	毎年6月15日まで

2 提出書類

(1) 基本情報（当該年の2月1日時点の飼養している家畜の種類、頭羽数等）

ア 定期報告書の「記入例」及び「欄外の注意事項」（6～7頁）並びに「定期報告書の記入方法に関するQ&A」（14～15頁）を参考に記載し、報告期限までに管轄の畜産事務所（家畜保健衛生所）に提出してください。

イ 押印は、不要です。

ウ （3）の添付書類（農場の平面図や埋却地等）の有無について記載してください。前年の報告内容に変更がない場合は、省略することができます。

エ 預託牛等、当該農場（飼育場所）以外の場所で飼育している家畜は、飼養頭羽数から除いてください。

注）飼養する家畜の頭羽数が、次の頭羽数に該当する「小規模所有者」は、畜舎等の数、飼養衛生管理基準の遵守状況、飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況に関する報告や平面図等の添付書類の提出は、不要です。

飼養羽数が、次の小規模所有者に該当する家畜所有者の方は、「家畜所有者の定期報告の手引き～小規模所有者用～」をご覧ください。

牛、水牛及び馬にあつては 1頭

鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては 6頭未満

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては 100羽未満

だちょうにあつては 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

飼養する家畜に該当する飼養衛生管理基準の遵守状況を自己点検し、遵守している項目について、該当する項目に○を付けてください。複数種類の家畜を飼養している場合は、該当する管理基準のすべてについて自己点検し、提出してください。

注）小規模所有者は記入・提出不要です。

(3) 添付書類（飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況）

定期報告書とともに、以下の1～9の各項目を記載した書面を報告してください。
なお、前年の報告内容に変更がない場合は、添付書類を省略することができます。

注1) 小規模所有者は記入・提出不要です。

注2) 馬の所有者は5、6、7、9の提出は不要です。

1 農場の平面図（記入例 9～12頁参照）

衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）及びその出入口並びに消毒設備の設置箇所を明示した農場の平面図

注1) 農場の敷地や畜舎の大きさが判るように主な施設の実寸または面積を記入してください。平面図がある場合は、既存のものを利用していただいで結構です。

注2) 前年の報告内容と変更が無い場合は、毎年提出する必要はありません。畜舎の増改築や衛生管理区域の変更等、変更があった場合は必ず提出してください。

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面（記入例 9～12頁参照）

【記載例】

- ・衛生管理区域の出入口付近に立看板を設置している
- ・衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している
- ・衛生管理区域の出入口に監視員を配置（又はモニターを設置）している

3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面（記入例 9～12頁参照）

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに $\text{O m}^2/\text{頭(羽)}$ ）を記載した書面（記入例 9～12頁参照）

注1) 飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本としますが、例えば、次のように求めてください。

ア 区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の最小単位の区画の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する。

イ 同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する。

5 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類（記入例 13頁参照）

- ① 埋却の用に供する土地の所在地
- ② 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあっては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容
- ③ 埋却の用に供する土地の面積及び農場からの距離
- ④ 埋却の用に供する土地の利用状況
- ⑤ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明
- ⑥ ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無

⑦ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

注1) 埋却の用に供する土地の標準的な必要面積の目安

牛 成牛（24ヵ月齢以上の牛）1頭あたりおおむね5 m²

豚 肥育豚（3ヵ月齢以上の豚）1頭あたりおおむね0.9 m²

鶏 成鶏（150日齢以上の鶏）100羽あたり0.7 m²

注2) 馬の所有者にあつては記入・提出不要です。

6 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあっては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離

ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

注1) 講じていない場合は記入・提出不要です。

注2) 馬の所有者にあつては記入・提出不要です。

7 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあっては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

注) 馬の所有者にあつては記入・提出不要です。

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

農林水産省のHPの例を参考に、各農場におけるマニュアルを作成してください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

9 大規模所有者（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が特定症状（家畜伝染病予防法第13条の2第1項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

* 大規模所有者とは、1農場当たりの飼養頭羽数が下表の飼養頭羽数に該当する農場です。

家畜の種類	1農場当たりの飼養頭羽数
牛 (月齢が満4月以上のものに限る。)	200頭(成牛)以上 次に掲げる牛にあつては、3,000頭(育成牛)以上 (1) 肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)にあつては、月齢が満17月未満のもの (2) その他の牛にあつては、月齢が満24月未満のもの
水牛及び馬	200 頭以上
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	3,000 頭以上
鶏及びうずら	10 万羽以上
あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥	1 万羽以上

3 報告書の提出先（郵送・ファクシミリ・電子メール）

ファクシミリ、電子メールによる提出も可能です。その際は、原本を保管してください。

管轄畜産事務所	住 所	電話番号 ファクシミリ 電子メール	管 轄 す る 市 町
西部畜産事務所・ 西部家畜保健衛生所	〒739-0013 東広島市西条御条町 1-15	(082)423-2441(直通) (082)424-1826 njwboueki@pref.hiroshima.lg.jp	広島市・呉市・竹原市・ 大竹市・東広島市・ 廿日市市・安芸高田市・ 江田島市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・ 北広島町・大崎上島町
東部畜産事務所・ 東部家畜保健衛生所	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	(084)921-1311(代表) (084)921-1229 njeboueki@pref.hiroshima.lg.jp	三原市・尾道市・ 福山市・府中市・ 世羅町・神石高原町
北部畜産事務所・ 北部家畜保健衛生所	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	(0824)72-2015(代表) (0824)72-7334 njboueki@pref.hiroshima.lg.jp	三次市・庄原市

4 その他

(1) 報告内容の市町長への通知

家畜所有者から報告された内容については、家畜伝染病予防法(第12条の4第2項)の規定により県知事から当該家畜の所在地を管轄する市町長に通知するとともに、家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、報告いただいた内容の全部又は一部を農林水産省並びに伝染病発生時の防疫措置にご協力いただく関係者に情報提供することがあります。

(2) 定期報告書及び添付書類の作成について

定期報告書及び添付書類の作成・提出について、疑問点や判らないことがありましたら、遠慮無く畜産事務所または貴農場に畜産事務所職員が訪問した際にご質問、お問い合わせください。また、農林水産省ホームページも参考にしてください。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

記入例

定期報告書

提出日

令和 年 月 日

広島県 家畜保健衛生所長 様

農場名 : 広島太郎牧場

- 農場名(法人の場合はその名称)
- 農場の住所を記載すること
- 電子メール等がない場合は空欄で可

住所 : 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電子メール : taro@hiroshima.ne.jp

(電話番号 : 123 - 456 - 7890)

(FAX : 123 - 456 - 7891)

個人情報の取扱いについて
同意の場合チェック

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。
 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	広島 太郎		
家畜の所有者の住所	郵便番号	987	6543
	広島県〇〇市〇〇町△丁目△番△号		
家畜の所有者の連絡先	電子Mail	taro@hiroshima.ne.jp	
	携帯電話番号	090-9999-9999	
	(電話番号	234-567-8901)
	(FAX	012-345-6789)
飼養衛生管理者の氏名	広島 一郎		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	876	5432
	広島県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇		
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail	ichiro@hiroshima.ne.jp	
	携帯電話番号	090-8888-8888	
	(電話番号	345-678-9012)
	(FAX	013-456-7890)
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号	765	4321
	広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		

所有者と飼養衛生管理者が異なる場合
氏名、住所、連絡先、管理する区域の住所を記載すること

同じ場合
「同一」と記載すること

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛 満24月以上 20頭	育成牛 満4月以上 満24月未満 5頭	子牛 満10日以上 満4月未満 5頭	飼養家畜の種類区分毎に 2月1日時点の頭羽数を記入 すること	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛) 満24月以上 50頭	肥育前期の牛 満9月以上 満24月未満 5頭	育成牛 満4月以上 満9月未満 10頭	子牛 満4月未満 10頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛) 満17月以上 40頭	肥育前期の牛 満7月以上 満17月未満 5頭	育成牛 満4月以上 満7月未満 10頭	子牛 満4月未満 10頭	
	肉用繁殖牛	成牛(雄) 満24月以上 25頭	成牛(雌) 満24月以上 3頭	育成牛 満4月以上 満24月未満 5頭	子牛 満4月未満 1頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚 離乳かつ 満3月未満 10頭
		雄豚 満12月以上 5頭	母豚 満12月以上 30頭	育成豚 満3月以上 満12月未満 7頭		
	鶏	採卵鶏		肉用鶏	その他()の欄には、水牛、 鹿、めん羊、山羊、いのしし、 あひる(アイガモ舎)、うずら、 きじ、だちょう、ほろほろ鳥、 七面鳥のいずれかを記入	
成鶏 満150日以上 3000羽		育成鶏 満150日未満 500羽	1000羽			
馬その他	馬	その他 (めん羊)	その他 (山羊)	その他 (いのしし)	その他 (例：うずら) (例：あひる)	
	15頭	10頭	8頭	6頭	10羽 5羽	

(注意書き省略)

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

※記載方法

- 自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- 1から38までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
 - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
 - ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

略

飼養する家畜の飼養衛生管理基準の遵守状況について自主点検してください。

農場名： _____

回答記入例

はい いいえ

※「はい」、「いいえ」又は「該当しない」から1つ選択

I 家畜防疫に関する基本的事項				家畜防疫員 チェック ボックス
1 家畜の所有者の責務				
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合)飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
【記入欄】 今後の改善方針				

該当する項目に✓をつけてください

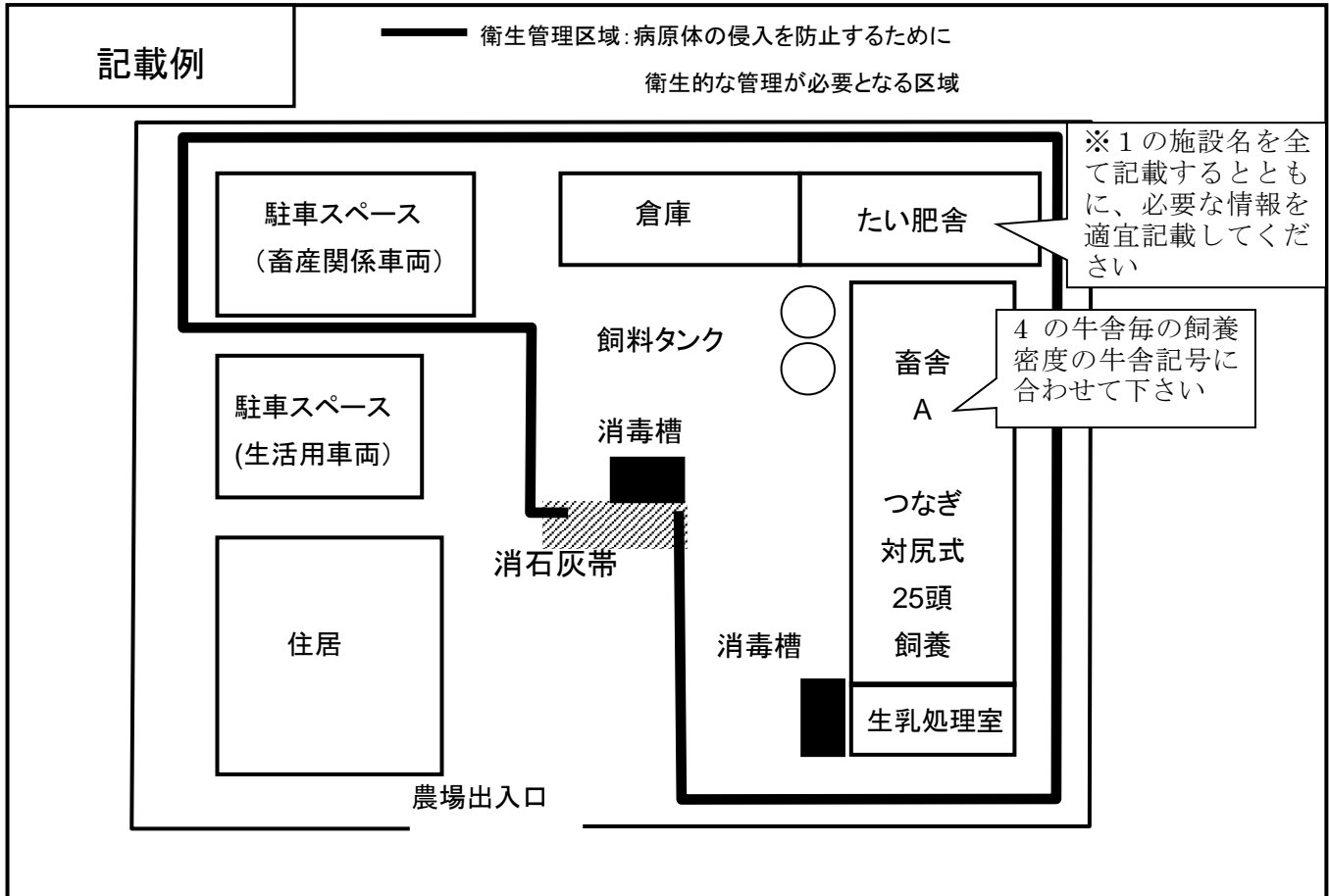
略

8 衛生管理区域の設定				家畜防疫員 チェック ボックス
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 (衛生管理区域境界の明確化方法例) ・消石灰帯 ・柵 ・ロープ ・三角コーン ・垣根(プランター)	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
【記入欄】 今後の改善方針				

略

定期報告書の添付書類（牛）：記載例

1 農場の平面図（既存の農場図を提出する場合には、記載不要。※2を参照）



作成上の注意事項

- ※1 農場の平面図の資料には、次の事項を記載してください。
畜産関係施設（農場出入口、消毒設備の設置場所、牛舎（記号（A～）を付して添付資料4と合わせて下さい）、生乳処理室（乳牛のみ）、飼料タンク、倉庫、たい肥舎、畜産関係車両駐車スペース、衛生管理区域）及び住居、生活用車両スペース（農場と自宅が離れている場合には、農場の畜産関連施設のみ記載してください。）
- ※2 既存の農場図を添付して提出される場合には、※1の内容をカラーペン等で書き込んでください。
- ※3 衛生管理区域の出入口（畜舎出入口）等の立入制限措置の内容、消毒装置の設置状況、飼養頭数、畜舎の面積、密度について欄に記載してください。

2 立入制限措置の内容 出入口に立ち看板、ゲートの設置

3 消毒設備の種類 踏込消毒槽、衛生管理区域出入口に消石灰帯(約3日毎に散布)

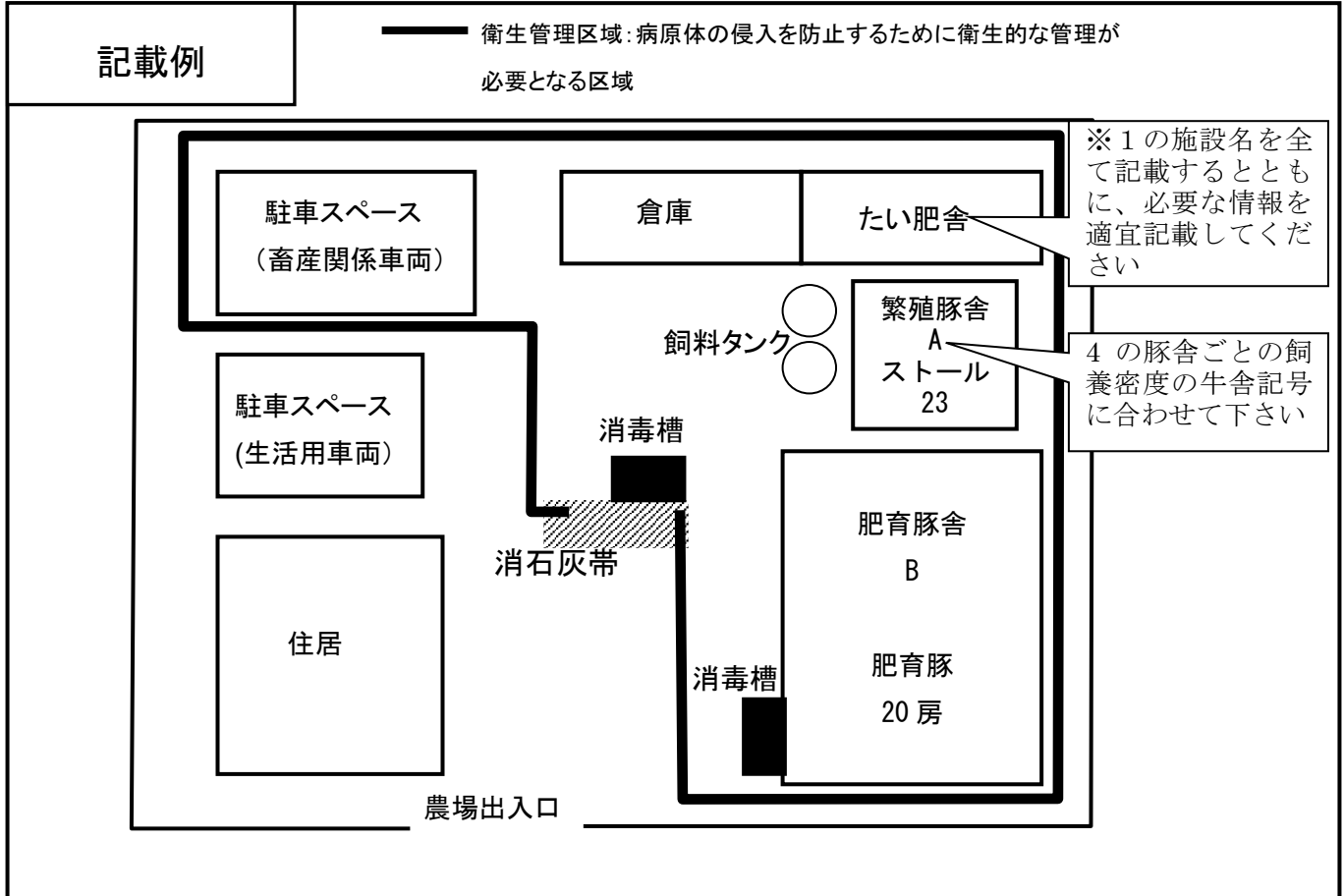
4 牛舎ごとの飼養密度

① 牛舎ごとの飼養場所の面積 (㎡)、②: 飼養頭数 (頭)、③: 密度 (㎡/頭: ①/②)

畜舎 A ① 60 ② 25 ③ 2.4、B ① _____ ② _____ ③ _____
 C ① _____ ② _____ ③ _____、D ① _____ ② _____ ③ _____
 E ① _____ ② _____ ③ _____、F ① _____ ② _____ ③ _____

定期報告書の添付書類（豚）：記載例

1 農場の平面図（※既存の農場図を提出する場合には、記載不要。※2を参照）



作成上の注意事項

- ※1 農場の平面図の資料には、次の事項を記載してください。
畜産関係施設（農場出入口、消毒設備の設置場所、豚舎（記号（A～）を付して添付資料4と合わせて下さい）、飼料タンク、倉庫、たい肥舎、畜産関係車両駐車スペース、衛生管理区域）及び住居、生活用車両スペース（農場と自宅が離れている場合には、農場の畜産関連施設のみ記載してください。）
- ※2 既存の農場図を添付して提出される場合には、※1の内容をカラーペン等で書き込んでください。
- ※3 衛生管理区域の出入口（畜舎出入口）等の立入制限措置の内容、消毒装置の設置状況、飼養頭数、畜舎の面積、密度について欄に記載してください。

2 立入制限措置の内容 出入口に立ち看板、ゲートの設置

3 消毒設備の種類 踏込消毒槽、衛生管理区域出入口に消石灰帯(約3日毎に散布)

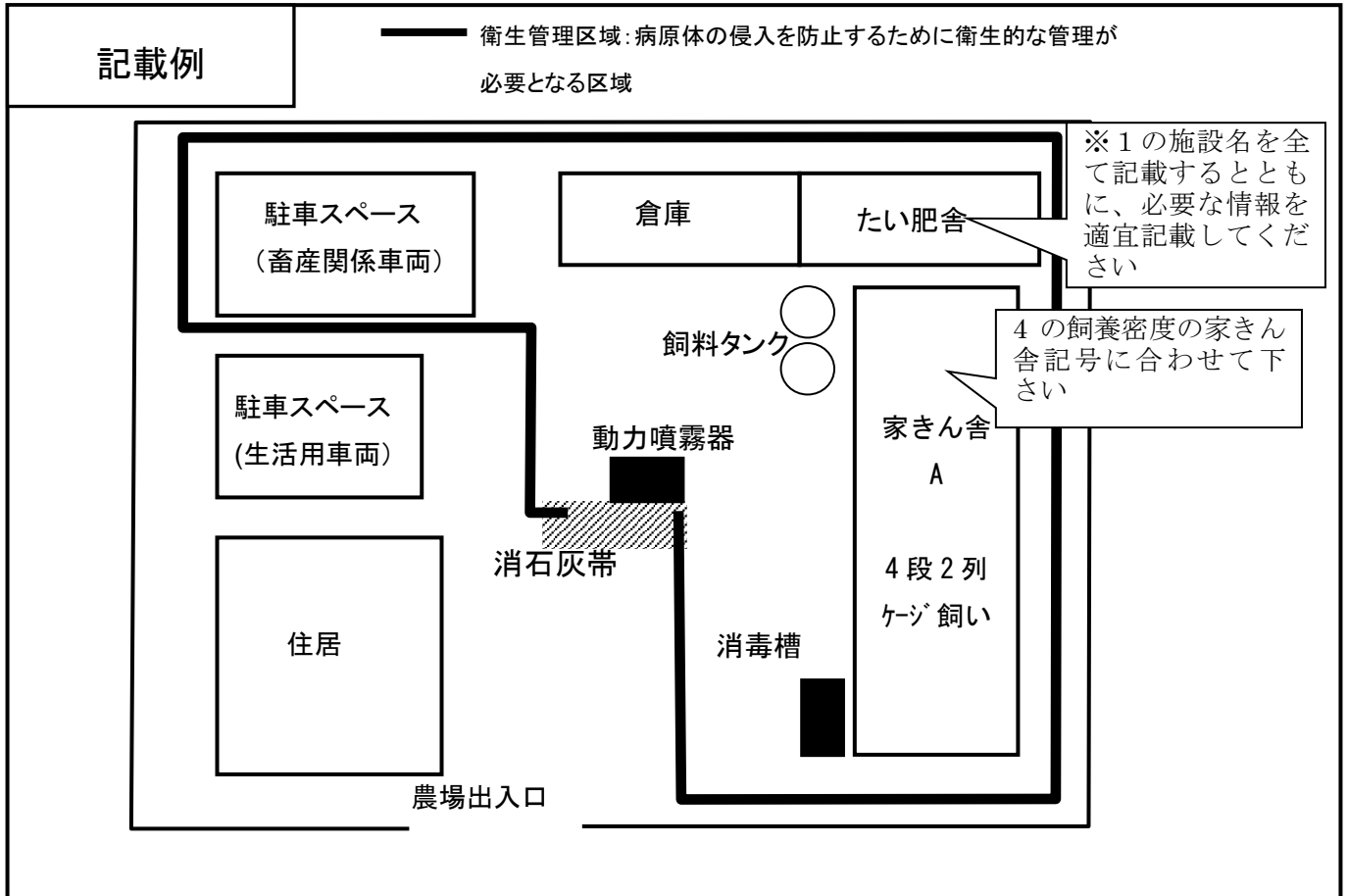
4 豚舎ごとの飼養密度

① 豚舎ごと飼養場所の面積 (㎡)、②: 飼養頭数 (頭)、③: 密度 (㎡/頭: ①/②)

豚舎 A ① 36 ② 30 ③ 1.2、B ① 160 ② 200 ③ 0.8
 C ① _____ ② _____ ③ _____、D ① _____ ② _____ ③ _____
 E ① _____ ② _____ ③ _____、F ① _____ ② _____ ③ _____

定期報告書の添付書類（家きん）：記載例

1 農場の平面図（※既存の農場図を提出する場合には、記載不要。※2を参照）



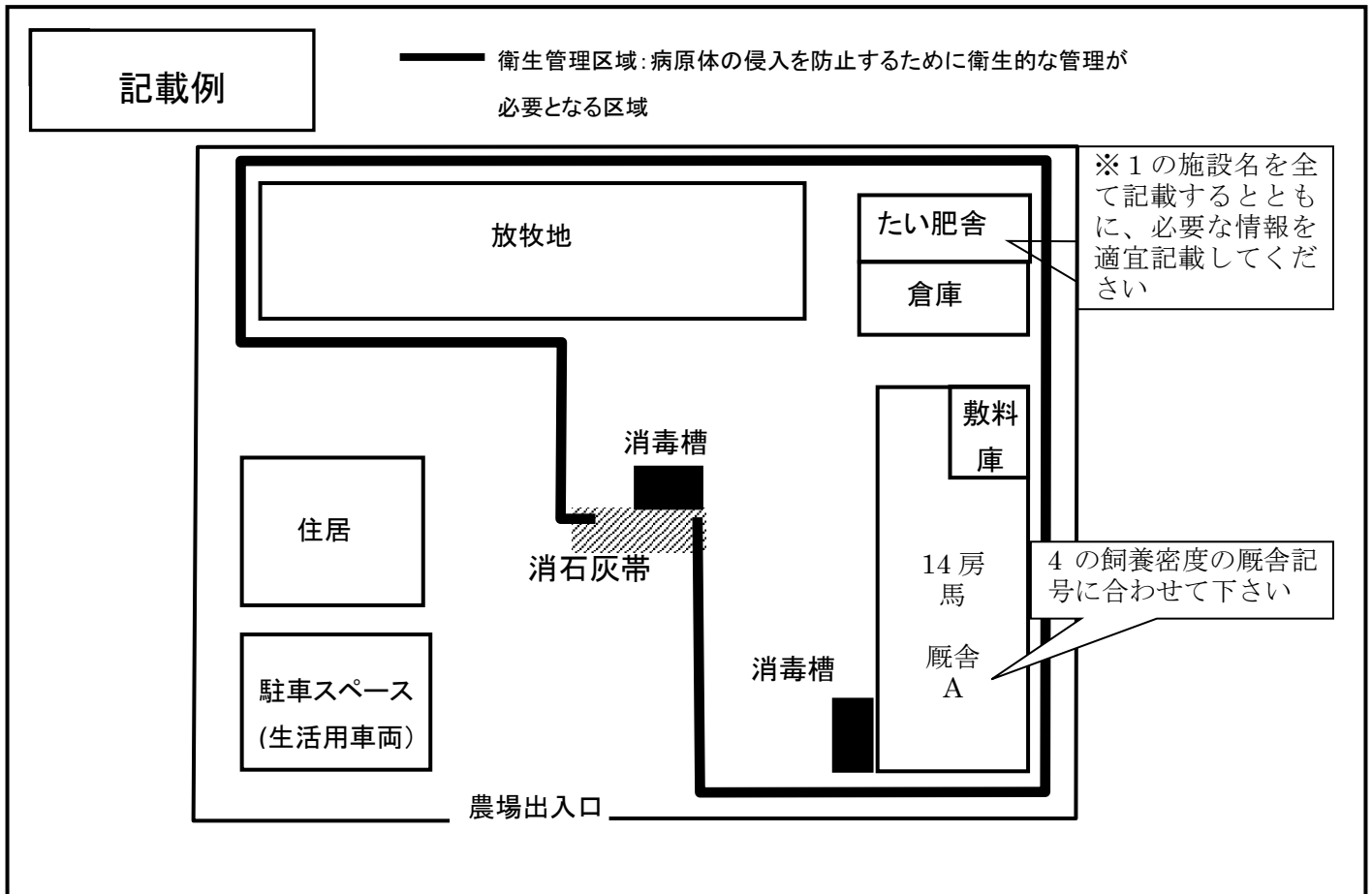
作成上の注意事項

- ※1 農場の平面図の資料には、次の事項を記載してください。
畜産関係施設（農場出入口、消毒設備の設置場所、家きん舎（記号（A～）を付して添付資料4と合わせて下さい）、飼料タンク、倉庫、たい肥舎、畜産関係車両駐車スペース、衛生管理区域）及び住居、生活用車両スペース（農場と自宅が離れている場合には、農場の畜産関連施設のみ記載してください。）
- ※2 既存の農場図を添付して提出される場合には、※1の内容をカラーペン等で書き込んでください。
- ※3 衛生管理区域の出入口（畜舎出入口）等の立入制限措置の内容、消毒装置の設置状況、飼養羽数、畜舎の面積、密度について欄に記載してください。

- 2 立入制限措置の内容 出入口に立ち看板、ゲートの設置
- 3 消毒設備の種類 踏込消毒槽、衛生管理区域出入口に消石灰帯（約3日毎に散布）
- 4 家きん舎ごとの飼養密度
①：家きん舎ごとの飼養場所の面積（㎡）、②：飼養頭数（頭）、③：密度（㎡/頭：①/②）
家きん舎 A ① 144 ② 2,400 ③ 0.06、B ① _____ ② _____ ③ _____
C ① _____ ② _____ ③ _____、D ① _____ ② _____ ③ _____
E ① _____ ② _____ ③ _____、F ① _____ ② _____ ③ _____

定期報告書の添付書類（馬）：記載例

1 農場の平面図（※既存の農場図を提出する場合には、記載不要。注意事項2を参照）



作成上の注意事項

- ※1 農場の平面図の資料には、次の事項を記載してください。
畜産関係施設（農場出入口、消毒設備の設置場所、厩舎（記号（A～）を付して添付資料4と合わせて下さい）、飼料~~タナ~~、倉庫、たい肥舎、畜産関係車両駐車スペース、衛生管理区域）及び住居、生活用車両スペース（農場と自宅が離れている場合には、農場の畜産関連施設のみ記載してください。）
- ※2 既存の農場図を添付して提出される場合には、※1の内容をカラーペン等で書き込んでください。
- ※3 衛生管理区域の出入口（畜舎出入口）等の立入制限措置の内容、消毒装置の設置状況、飼養頭数、畜舎の面積、密度について欄に記載してください。

2 立入制限措置の内容 出入口に立看板、ゲートの設置

3 消毒設備の種類 踏込消毒槽、衛生管理区域出入口に消石灰帯(約3日毎に散布)

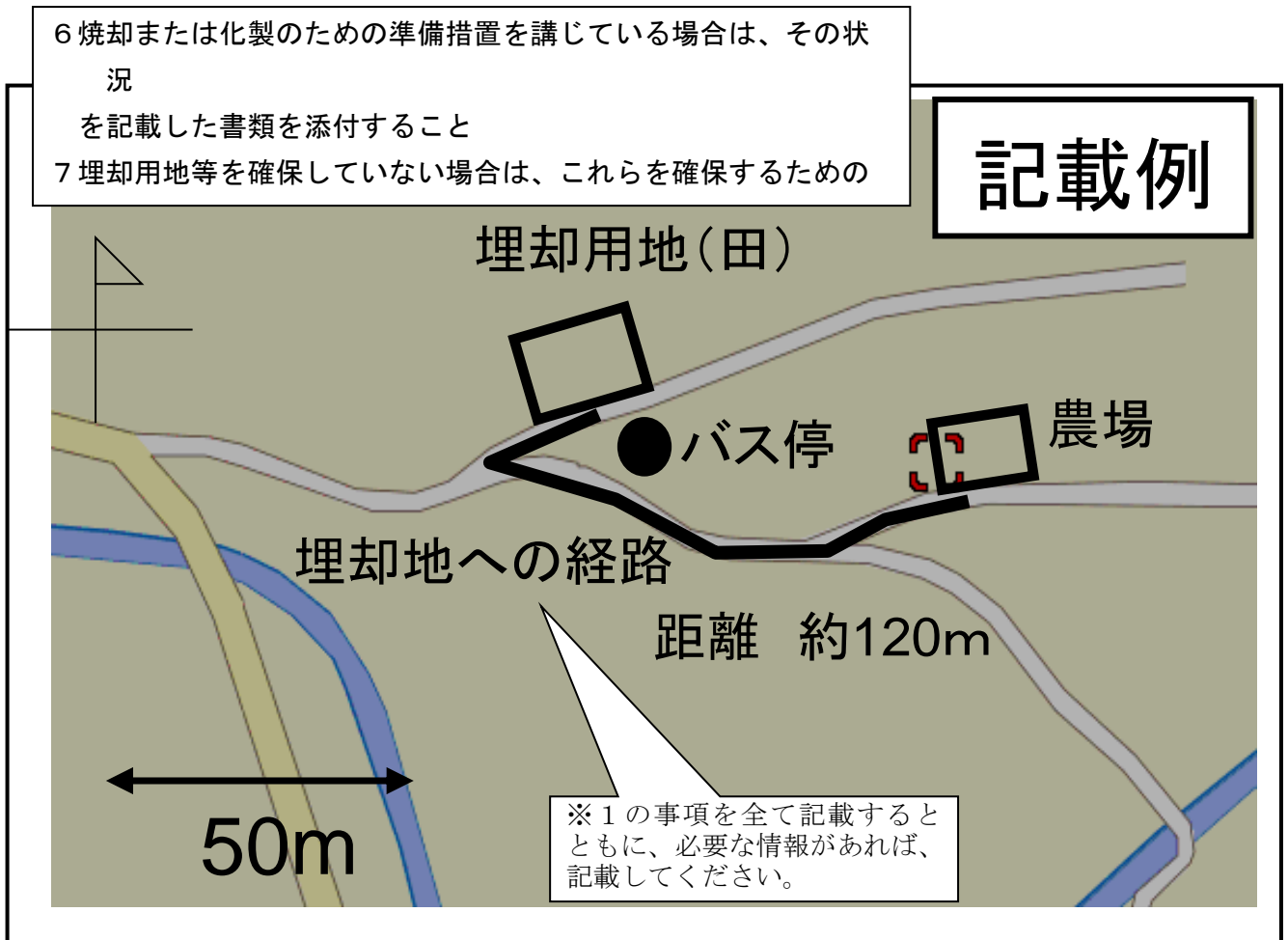
4 厩舎ごとの飼養密度

①：厩舎ごとの飼養場所の面積（㎡）、②：飼養頭数（頭）、③：密度（㎡/頭：①/②）

厩舎 A ① 168 ② 14 ③ 12、B ① _____ ② _____ ③ _____
 C ① _____ ② _____ ③ _____、D ① _____ ② _____ ③ _____
 E ① _____ ② _____ ③ _____、F ① _____ ② _____ ③ _____

定期報告書の添付書類（埋却用地）：記載例

5 埋却用地の位置図（※既存の地図を提出する場合には、記載不要。注意事項参照）



作成上の注意事項

- ※1 埋却用地の図の資料には、次の事項を記載してください。
埋却地の場所（埋却地の場所を特定するための目印等があれば、記載してください。）、農場から埋却地までの経路、付近の住宅状況等
- ※2 既存の農場図を添付して提出される場合には、※1の内容をカラーペン等で書き込んでください。

5-① 埋却用地の所在地（住所） 広島県〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇番〇〇号

5-②（埋却用地が自己所有地でない場合）

イ 土地の所有者 氏名 〇〇〇〇 住所 広島県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

ロ 契約の内容 田：10年間借地契約、期限：平成32年まで

5-③、④ 埋却用地の面積 〇〇 m² (〇〇坪) 農場から埋却用地までの距離 〇〇 m
現在の利用状況 田、一部休耕地 (〇〇m²)

5-⑤、⑥ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無・承諾の有無
説明の有無 有、無 承諾の有無 有、無

5-⑦ その他埋却を行う際の参考事項 埋却用地周辺道路は、10t車まで通行可能

定期報告書の記入方法に関する Q&A

Q1: 愛玩用に烏骨鶏(ウコッケイ)やチャボを飼っています。報告は必要ですか？また記入はどのようにすればいいですか。ミニブタやマイクロブタはどのように記入すればいいですか。

A1: 飼養目的(畜産業、試験研究、教育(学校動物)、愛玩(観賞)、展示、競技等)にかかわらず、対象家畜の所有者は報告が必要です。烏骨鶏(ウコッケイ)、チャボなどは、雌雄区別なく採卵鶏の欄に、日齢に応じて成鶏または育成鶏の欄に所有羽数を記入して下さい。また、食肉用のシャモの場合は肉用鶏の欄に記入して下さい。

ミニブタやマイクロブタは繁殖豚の欄に、性別、月齢別に所有頭数を記入しミニブタである旨も併記して下さい。

その他の動物については、対象家畜と同属の動物は報告して下さい(例外として、ロバはウマ属ですが報告対象外)。また、不明な動物については、下表を参考にするか、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

動 物	対 応
ミニチュアホース、ポニー	その他の欄の()内に馬の種類を記入し、下欄に頭数を記入する。
ミニブタ、マイクロブタ	月齢に応じて繁殖豚又は子豚の欄に頭数と()書きでミニブタ又はマイクロブタと記入する。
採卵を目的に飼養している鶏、愛玩(観賞)用、教育(学校動物)用、展示用、実験動物用の鶏、白色レグホン、ウコッケイ、チャボ、ロードアイランドレッド、名古屋種など食肉目的以外で飼養する全ての鶏の品種	日齢に応じて採卵鶏の成鶏又は育成鶏の欄に羽数を記入する。 なお、愛玩(観賞)用の場合は羽数記入欄に「愛玩用」と付記して下さい。
ブロイラー、シャモ、その他食肉を目的に飼養している鶏	肉用鶏の欄に羽数を記入する。
あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	その他の欄の()内に鳥の種類を、下欄に羽数を記入する。
アイガモ(あひるとみなす)	その他の欄の()内にアイガモと記入し、下欄に羽数を記入する。
ロバ	対象外のため記入不要。
ウサギ	対象外のため記入不要。
モルモット、ネズミ、ハムスター、リスなどのげっ歯類	対象外のため記入不要。
ガチョウ、カルガモ、マガモ	対象外のため記入不要。
セキセイインコ、十姉妹、九官鳥、ハト、クジャクなど上記以外の鳥類	対象外のため記入不要。

Q 2 : 農場(飼養場所)が離れた場所に複数あります。報告はどのようにすればいいですか。

A 2 : 農場(飼養場所)毎に報告書を作成してください。

Q 3 : 報告書は誰が作成するのですか？

A 3 : 報告書は家畜の所有者が作成して提出してください。所有者とは別に飼養衛生管理者がある場合は、飼養衛生管理者が作成し、提出することも可能です。

Q 4 : 飼養衛生管理者とは誰のことですか？

A 4 : 衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者(農場長など)です。区域に出入りする者の管理や農場の作業員などへの情報提供、衛生管理の周知等を行います。家畜の所有者自らが飼養衛生管理者になることも可能です。

Q 5 : 「農場名」は特にありません。その場合は、どのように記入するのですか？

A 5 : 「農場名」が特にない場合は、所有者の氏名を記入してください。「住所」欄には家畜の飼養場所の所在地を記入してください。

Q 6 : 報告書提出後に、所有者または飼養衛生管理者が変更しました。また、飼養頭羽数が増減しました。再度提出が必要ですか。

A 6 : 所有者又は飼養衛生管理者が変更した場合は、電話、ファックス等により管轄する畜産事務所に報告してください。飼養頭羽数や定期報告書の記載内容は、次回報告時に更新してください。

Q 7 : 家畜を複数種類所有していてその他の欄に書ききれません。

A 7 : 別紙に所有家畜の一覧を記載し、添付資料として提出してください。

Q 8 : 農場には羊や山羊、ミニブタ、鶏などいろいろな種類の家畜がいます。個々の種類の家畜頭数は少ないのですが、合計で10頭になります。小規模所有者の報告書で良いのでしょうか？

A 8 : 小規模所有者の報告書で結構です。ただし、飼養衛生管理状況等について家畜保健衛生所から問い合わせや追加資料の提供を依頼する場合がありますので、その時はご協力をお願いします。

Q 9 : 対象家畜がいなくなりました。その場合は「0」と記入して報告するのですか。

A 9 : 報告書の提出は必要ありません。ただし、2月1日前に出荷又は移動したことにより、一時的に対象家畜がいなくなった場合又は飼養頭羽数が通常よりも極端に少ない場合は、出荷又は移動を行った日の前日時点の頭羽数を記載してください。

家畜伝染病予防法に基づく家畜所有者の定期報告の手引き

編集・発行 広島県農林水産局畜産課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話 082-513-3607 FAX 082-228-0396